

「令和2年度N極アカデミー塾」実施業務仕様書

本仕様書は、京都府及び京都市が実施する令和2年度^{えぬきよく}N極アカデミー塾を受託する者の業務について必要な事項を定めるものとする。

1 事業の名称

令和2年度N極アカデミー塾（NPOを極めるアカデミー塾）

2 事業の目的

本事業は、京都府内に活動の拠点を置く民間の非営利団体が将来に向けたステップアップのための組織基盤の強化、安定的な自主財源の確保等の手法を実践的に習得することができる機会を提供することにより、非営利団体の活動において大きな課題となっている人材及び資金の確保を支援し、もって当該団体が継続的・持続的に地域社会の諸課題を解決する活動を行うための体制強化を図ることを目的とする。

また、京都府内に主たる事務所を置くNPO法人に対しては、更なる事業の先進性・専門性の深化を図り、法人運営の底上げ、ひいては認定NPO法人化へつなげることを目的とする。

3 業務内容

(1) 「N極アカデミー塾」の企画・運営

「N極アカデミー塾」として、京都府及び京都市との協働により、次に掲げる内容を実施すること。

ア 2の目的の達成に向けた講座等（以下「講座等」という。）を受講する団体（以下「塾生」という。）の選考（最大でおおむね10団体を想定）

イ 塾生自らが達成したい目標を整理する機会の提供及び塾生が抱える課題、達成したい目標等の事前把握

ウ 開講式の実施

エ 次に掲げる内容を踏まえた専門的・実践的なプログラムの実施（塾生が参加しやすいよう、講座の場合は、オンライン形式による開催を推奨）

（ア）具体的な数値目標（事業に賛同する5人以上の仲間づくり、30万円以上の寄附金の獲得等）をもって、塾生の課題解決を支援すること。

（イ）協力者から更なる共感・信頼を得ることで、より多くの資金の獲得を目指すプロジェクトを立案・実行するノウハウを学ばせること。

（ウ）（イ）のプロジェクトについて、SNSやWEB、民間のクラウドファンディング等を活用した寄附集めの一連の過程を経験する機会を提供すること。

（エ）寄附者が税制上の優遇措置を受けられる認定・特例認定を取得するための支援プログラムを実施すること。

オ 各回、講座等終了後の塾生への個別相談、伴走支援（アンケートの実施及びアンケート結果を踏まえたアフターフォロー等）の実施

- カ 塾生同士のコミュニケーションの場の創出（必要に応じて）
- キ 卒塾式（塾生による今後の決意表明及び公開プレゼンテーションを想定）の実施
- ク その他京都府及び京都市との協議により必要と認められる事業の実施

(2) 事業の周知

本事業について、受託者のホームページ、メールマガジン及び各種広報媒体等を活用し、積極的な周知を図ること。

(3) 業務完了報告書等の作成及び提出

上記の各業務の完了後、令和3年3月31日までに本事業に関する業務完了報告書及び決算書類その他必要な書類を作成し、提出すること。

4 事業の対象

地域社会が抱える諸問題を解決するため、人材や安定的な自主財源の確保により継続的な事業運営を目指す府内非営利団体で、原則として以下の要件を満たすものであること。

- (1) 京都府内に主たる事務所を置く団体であること。
- (2) 団体の事務局（その権能を有するものを含む。）を主として担当する職員等（有給・無給を問わない。）を1名以上有すること。
- (3) 団体の活動状況について、当該法人の管理するホームページ等において情報公開していること。
- (4) 講座（オンラインを含む。）の実施の際には、団体から2名以上（少なくとも1名は、理事等団体運営に責任を持つ者又は事務局のマネジメント層を含むこと。）の受講が可能であること。
- (5) 認定NPO法人等へのステップアップを目指すNPO法人にあっては、一定以上の情報公開レベルを有すること（きょうえん認証、CANPAN情報公開レベル★3以上等）。

5 業務委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

6 予定上限価格

1,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 委託料の支払

- (1) 本業務の完了後に受託事業者から提出された支払請求書を京都府及び京都市が受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 委託対象経費は、次に掲げる経費とする。
 - ア 委託業務に従事する者の人件費であって次に掲げるもの
賃金、通勤手当、社会保険料等
 - イ 委託業務に要する事業費であって次に掲げるもの

講師謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、会議費（食糧費を除く。）、通信運搬費、広告費、手数料、保険料、賃借料、会場使用料、その他京都府及び京都市と協議して認められた経費

8 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、京都府及び京都市の個人情報保護に関する条例並びに委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

9 再委託

- (1) 受託事業者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ京都府及び京都市の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託事業者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で京都府及び京都市の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、京都府及び京都市と連絡を密にし、円滑な業務の進行に努めること。
- (2) 京都府又は京都市が、会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 本業務に必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府及び京都市と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、京都府及び京都市と協議して決定すること。